

# 一般財団法人長野県林業労働財団 公募型プロポーザル方式実施要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1 この要領は、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）が発注する製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約において、高度な知識並びに優れた技術力及び応用力等が要求される場合に、随意契約による契約の締結に当たり、公募により契約の目的に最も合致した企画を提示し、又は技術力等を有する契約の相手方を選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公募型プロポーザル方式の定義)

第2 この要領において「公募型プロポーザル方式」とは、財団が発注する業務等について、財団契約規程第4に該当し、同第16第1項第1号の規定により一者から見積書を徴し、随意契約による契約を締結する場合において、アイデア、方針又は実施方法等に関する企画提案を公募により求め、契約の目的に最も合致した企画を提示し、又は技術力等を有する契約の相手方を選定するための手続をいう。

### (公募型プロポーザル方式による契約)

第3 理事長は、発注しようとする業務等が以下の各号の性質を有するときは、公募型プロポーザル方式を経て、随意契約による契約を締結できるものとする。

- (1) 高度な知識及び豊富な経験に基づく判断を必要とするもの
- (2) 新しい技術又は先進的アイデアを採用する必要があるもの
- (3) 実施方法をあらかじめ特定することが難しいもの
- (4) 実施方法をあらかじめ特定しないことによって、より高い効果が期待できるもの
- (5) 先例が少なく実施方法が確立されていないもの
- (6) その他公募型プロポーザル方式よることが適当と認められるもの

### (応募資格要件)

第4 公募型プロポーザル方式に応募する資格を得ることができる者は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 当該業務に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき地方公共団体から入札参加停止の措置を受けている者。

2 応募資格要件を満たさない者が行った企画提案書の提出等の手続きは、無効とする。

## 第2章 公告準備の手続

### (業務等の仕様書案)

第5 理事長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、業務等の仕様書案を、次の各号に掲げる事項を標準として作成するものとする。

- (1) 業務等の目的
- (2) 業務等の実施期間
- (3) 業務等の内容
- (4) 財団との協議及び財団への報告に関する事項
- (5) その他業務等の実施のために必要な事項

### (企画提案書の項目等)

第6 理事長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、業務等に係る企画提案を記載した書類（以下「企画提案書」という。）の項目及び企画提案の条件等を、次の各号に掲げる事項を標準として、定めるものとする。

- (1) 業務等の実施者等の氏名及び住所
- (2) 業務等の実施の方法
- (3) 業務等の実施体制
- (4) 予算執行者との協議及び予算執行者への報告に関する事項
- (5) 業務等に要する経費及びその内訳
- (6) その他業務等の目的を達するために有効な事項

### (選定基準)

第7 理事長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、企画提案を選定するための項目、配点その他必要な事項（以下「選定基準」という。）を、次の各号に掲げる事項を標準項目として定めるものとする。

- (1) 業務等の実施の方法
  - (2) 業務等の実施体制
  - (3) 業務等についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項
  - (4) 業務等に要する経費及びその内訳
  - (5) その他業務等の目的を達するために有効な事項
- 2 前項の配点は、業務等の性質、内容等を考慮して定めるものとする。
  - 3 理事長は、前項の配点の合計点について最高点となった企画提案を選定すること又はその他の方法により企画提案を選定することを定めるものとする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、第10の参加申込書（添付書類を含む。）及び第14の企画提案書（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした者並びに第17の企画提案についての聞き取りにおいて虚偽の説明をした者は、失格とする。

### 第3章 公告の手續

(公募型プロポーザル方式の実施公告)

第8 理事長は、第4から第7までにより、業務等の仕様書案、企画提案書の内容及び選定基準を作成し、又は定めたときは、公募型プロポーザル方式の実施について、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) この要領に基づき公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定する旨
- (2) 業務等の名称
- (3) 応募資格要件
- (4) 応募資格要件を満たさない者が行った企画提案書の提出等の手續は無効とする旨
- (5) 業務等の仕様書案
- (6) 業務等の費用の上限額
- (7) 参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先
- (8) 業務等に関する質問を受け付ける旨並びに質問の提出方法、提出期限、提出先、質問への回答の公表方法及び期限
- (9) 企画提案書の項目、提出方法、提出期限及び企画提案の条件等
- (10) 企画提案の選定基準
- (11) 企画提案の配点の合計点について最高点となったものを選定する場合にあってはその旨、その他の方法により企画提案を選定する場合にあってはその方法
- (12) 企画提案評価会議を開催して企画提案を評価する旨
- (13) 企画提案評価会議の開催の日時及び第16の企画提案についての聞き取りに提案者の参加を求める場合はその旨
- (14) 第9の参加申込書及び第13の企画提案書に虚偽の記載をした者並びに第16の企画提案についての聞き取りにおいて虚偽の説明をした者は、失格とする旨
- (15) 契約書案
- (16) 見積業者の選定経過及の公表の時期及び方法
- (17) その他必要な事項

2 前項の公募公告は、財団ホームページに掲載する。

### 第4章 応募資格要件の審査の手續

(参加申込書の提出)

第9 理事長は、第8第1項第7号の参加申込書の提出期限を、公募公告の日の翌日から起算して10日(休日を含む。)以上として定めるものとする。ただし、急を要する場合にあっては、5日(休日を含む。)以上として定めることができるものとする。

2 第8の公募公告に係る公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、前項により定める提出期限までに、参加申込書(様式第1号)を提出するものとする。

3 前項の参加申込書には、第8第1項第3号の応募資格要件を満たしていることを誓約する誓約書（様式第2号）を添付するものとする。

（応募資格要件の審査）

第10 理事長は、第9により参加申込書及び誓約書を受理したときは、速やかに、参加申込者が応募資格要件を満たしているかの審査を行う。

2 理事長は、第1項の審査により、参加申込者が応募資格要件を満たしていないと認めたときは、その旨及び理由を、当該参加申込者に、企画提案書の提出期限の3日（休日を含む。）前までに、通知するものとする。

3 前項の通知は、応募資格要件非該当通知書（様式第3号）を一般書留又は簡易書留の方法により郵送して行うものとする。

## 第5章 業務等への質問の手続

（業務等の質問）

第11 理事長は、第8第1項第8号の業務等に関する質問の提出期限を、企画提案書の提出期限の7日（急を要する場合にあっては、5日以上。いずれも休日を含む。）前までとして定めるものとする。

2 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、前項の提出期限内に、業務等質問書（様式第4号）を電子メールまたはファクシミリにより財団宛提出することにより、質問をすることができるものとする。

（業務等の質問への回答）

第12 理事長は、第11第3項の業務等質問書の提出があったときは、企画提案書の提出期限の3日（休日を含む。）前までに、回答するものとする。

2 前項の回答は、財団ホームページに掲載することにより行うものとする。

## 第6章 企画提案の評価及び選定の手続

（企画提案書の提出）

第13 理事長は、第8第1項第9号の企画提案書の提出期限を、公募公告の日のから起算して30日（休日を含む。）以上として定めるものとする。ただし、急を要する場合その他必要と認める場合にあっては、15日（同）以上として定めることができるものとする。

2 参加申込者は、前項の提出期限までに企画提案書（様式第5号）を提出するものとする。

（企画提案評価会議）

第14 理事長は、第8による公募公告に係る企画提案を評価するため、企画提案評価会議を開催するものとする。

- 2 企画提案評価会議は、5人程度で構成し、構成員等は財団役職員又は知見を有する者の中から理事長が指名又は依頼するものとする。
- 3 企画提案評価会議の開催及び運営については、理事長が別に定めるものとする。

(企画提案評価会議の評価等)

- 第15 理事長は、第13の企画提案書の提出があったときは、速やかに企画提案評価会議において、選定基準に従い企画提案についての評価を行わせるものとする。
- 2 理事長は、企画提案評価会議における前項の評価が終了したときは、その結果及び経過について、企画提案評価会議評価書及び評価点数集計結果書を作成するものとする。

(企画提案のプレゼンテーション)

- 第16 理事長は、第15による企画提案評価会議の開催にあたり、必要に応じて、規格提案書を提出した者から企画提案についての聞き取り(以下「プレゼンテーション」という。)を行うことができるものとする。
- 2 理事長は、前項のプレゼンテーションに企画提案評価会議の構成員の出席を求め、選定基準に従い企画提案についての評価を行わせるものとする。
  - 3 理事長は、前項のプレゼンテーションが終了したときは、第15第2項に準じて企画提案評価会議評価書及び評価点数集計結果書を作成するものとする。

(見積業者の選定等)

- 第17 理事長は、第15第2項または第16条第3項の企画提案評価会議評価書及び評価点数集計結果書に基づき、見積書の提出を依頼する事業者(以下「見積業者」という。)を選定するものとする。
- 2 理事長は、前項により見積業者を選定したときは、見積業者を選定された者にその旨を見積業者選定通知書(様式第6号)により、選定されなかった者にはその旨及びその理由を見積業者非選定通知書(様式第7号)により、通知するものとする。
  - 3 前項の通知は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送して行うものとする。

(選定経過の公表)

- 第18 理事長は、第17第2項により通知したときは、見積業者の選定経過を見積業者選定経過書に記録するものとする。
- 2 理事長は、前項により記録したときは、第8第1項第16号に従い見積業者の選定経過を財団ホームページに掲載して公表するものとする。

## 第7章 見積書の採用及び契約の手続

(業務等の仕様書)

- 第19 理事長は、第17第2項の見積業者選定通知書を通知したときは、第15及び第16の

企画提案評価会議の評価及び第 17 の見積業者の選定を踏まえ、第 8 第 1 項第 5 号の業務等の仕様書案に検討を加え、業務等の仕様書を作成するものとする。

2 理事長は、前項により業務等の仕様書を作成したときは、速やかに見積業者に当該仕様書を送付するものとする。

(予定価格の決定)

第 20 理事長は、第 19 第 1 項により業務等の仕様書を作成したときは、速やかに、当該業務等に係る契約の予定価格を定めるものとする。

(見積書の提出依頼)

第 21 理事長は、第 19 第 2 項により業務等の仕様書を送付し、及び第 20 により予定価格を定めたときは、速やかに見積業者に対し見積書の提出を依頼するものとする。

2 前項の見積書の提出の依頼は、口頭又は電話により通知するものとする。

(見積書の提出)

第 22 見積業者は、第 21 第 2 項による見積書提出依頼の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（休日を含む。ただし、3 日目が休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を理事長に提出するものとする。

2 前項の見積書は、見積書（様式第 8 号）により、提出するものとする。

(見積書の採用決定)

第 23 理事長は、第 22 により見積業者から見積書を受領した場合において、見積金額が予定価格の制限の範囲内であるときは、当該見積書を採用決定するものとする。

2 理事長は、前項により採用決定したときは、その経過について、見積経過書に記録するものとする。

3 理事長は、第 1 項により見積書を採用決定したときは、見積業者に、その旨及び採用金額を、採用決定の日の翌日から起算して 3 日以内に、口頭又は電話により通知するものとする。

(契約)

第 24 理事長は、第 23 第 3 項により見積書を採用決定された事業者を相手方とし、財団契約規程第 18 及び第 19 の規定により契約を締結するものとする。

## 第 8 章 雑則

(補則)

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 9 日から適用する。

様式第1号（第9第2項）

## 参加申込書

年 月 日

一般財団法人長野県林業労働財団 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（個人にあつては住所、氏名）

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、応募資格要件を満たしていること  
の誓約書を添えて参加を申し込みます。

記

1 対象業務名

2 公告日

年 月 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名

電 話

F A X

メー ル

様式第2号

## 応募資格要件に関する誓約書

年月日

一般財団法人長野県林業労働財団 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(個人にあつては住所、氏名)

貴財団が実施する「 (対象業務名) 」に係る参加申込書の提出に当たり、公募型プロポーザル方式実施広告の「2 応募資格要件」に定められた資格を満たしていることを誓約します。

様式第3号（第10第3項）

番 号  
年 月 日

様

## 応募資格要件非該当通知書

参加申込書を提出いただいた下記の業務について、あなた（貴社）は応募資格要件を満たしていないと認めますので、通知します。

記

1 対象業務名

2 公告日

年 月 日

3 該当しなかった理由

様式第4号（第11第2項）

業務等質問書

提出日：令和 年 月 日

|        |               |     |          |
|--------|---------------|-----|----------|
| 発注機関名  | (一財)長野県林業労働財団 | 公告日 | 令和 年 月 日 |
| 業務名    |               |     |          |
| 質問書提出者 | 所在地           |     |          |
|        | 商号又は名称        |     |          |
|        | 電話            |     |          |
|        | 担当者 所属・氏名     |     |          |
| 質問内容   |               |     |          |

様式第5号（第13第2項）

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

一般財団法人長野県林業労働財団 理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（個人にあつては住所、氏名）

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

1 対象業務名

2 公告日

年 月 日

3 企画提案の内容

別添企画書のとおり

【連絡先】 担当者所属

氏 名

電 話

F A X

メー ル

様式第6号（第17第2項）

番 号  
年 月 日

様

一般財団法人長野県林業労働財団  
理事長

### 見積業者選定通知書

企画提案書を提出いただいた下記の業務について、あなた（貴社）を見積業者に選定しましたので通知します。

記

1 対象業務名

2 公告日

年 月 日

様式第7号（第17第2項）

番 号  
年 月 日

様

一般財団法人長野県林業労働財団  
理事長

### 見積業者非選定通知書

企画提案書を提出いただいた下記の業務について、あなた（貴社）は見積業者を選定されなかったので通知します。

#### 記

1 対象業務名

2 公告日

年 月 日

3 選定されなかった理由

様式第8号（第22第2項）

見 積 書

年 月 日

一般財団法人長野県林業労働財団理事長 様

見積人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓔ

（個人にあつては住所、氏名）

下記のとおり見積りします。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 1 業 務 名   |  |
| 2 業 務 箇 所 |  |
| 3 見 積 金 額 |  |

（見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。）